

みえ元気プラン (最終案)

環境生活部関係抜粋

令和4年6月

環境生活部

目次

	頁
第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦	2
(1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化	3
(2) 新型コロナウイルス感染症等への対応	9
第3章 政策・施策	頁
第1節 政策体系とは	14
第2節 政策体系（政策・施策）	15
第3節 施策の概要	18
施策名	
3-2 交通安全対策の推進	20
3-3 消費生活の安全確保	22
4-1 脱炭素社会の実現	24
4-2 循環型社会の構築	26
4-4 生活環境の保全	28
12-1 人権が尊重される社会づくり	30
12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	32
12-3 多文化共生の推進	34
16-1 文化と生涯学習の振興	36
資料編	
各施策のKPI	40

第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦

第1章において整理をしたさまざまな課題の中から、「強じんな美し国ビジョンみえ」で示す基本理念の実現に向けて5年間で取組を一層加速させていかなければならない課題を抽出し、積極果敢に対応していくため、以下の7つの取組を「みえ元気プランで進める7つの挑戦」として位置づけています。

それぞれの課題の解決に向けて、新たに着手・推進すべき取組、既に実施しているがさらに充実・強化を図っていく必要のある取組を展開していきます。

- (1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化**
- (2) 新型コロナウイルス感染症等への対応**
- (3) 三重の魅力を生かした観光振興**
- (4) 脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興**
- (5) デジタル社会の実現に向けた取組の推進**
- (6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実**
- (7) 人口減少への総合的な対応**

(1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化

現状

今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生が予想される南海トラフ地震においては、県内で最大約 53,000 人の死者が生じると予想されています。また、年々勢力を増す台風や豪雨による水害や土砂災害などは、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

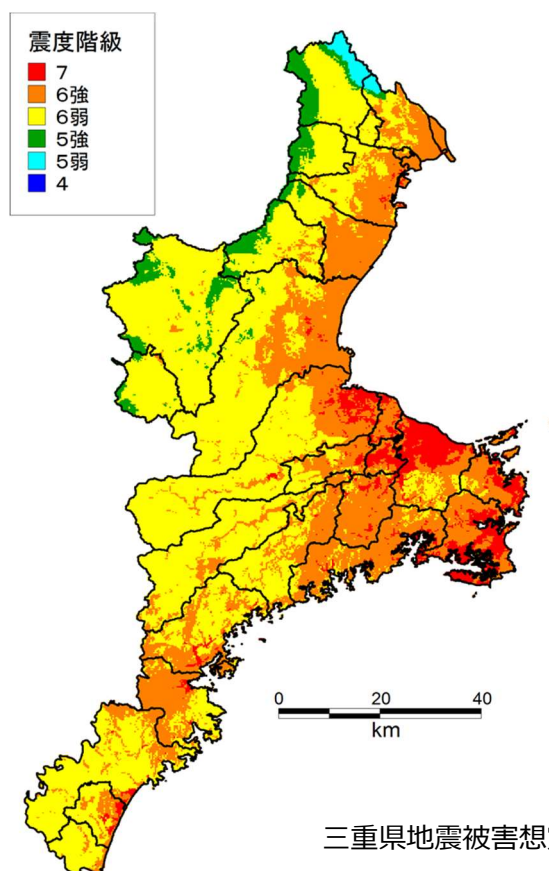
大規模な災害が発生すると、生活基盤がダメージを受け、これまで当たり前享受していた快適な日常生活を送ることができなくなります。誰もが抱えている災害への不安に対して、しっかりと備えを進めておくことは災害発生時だけでなく、普段の暮らしにおいても、県民が安全・安心を感じることにつながり、このことは三重を訪れる人にとっても同じです。

災害の発生そのものを抑制することはできませんが、災害の発生前から事前に対策を講じることで、被害の拡大を防ぐことはできます。また、大規模な災害が発生した際、その対応は多岐にわたることから防災・減災対策はできる限り多面的に取り組む必要があります。

【南海トラフ地震の震度予測図】

理論上最大クラス*の南海トラフ地震が発生した場合、県内の震度は下記の図のとおりとなることが想定されています。

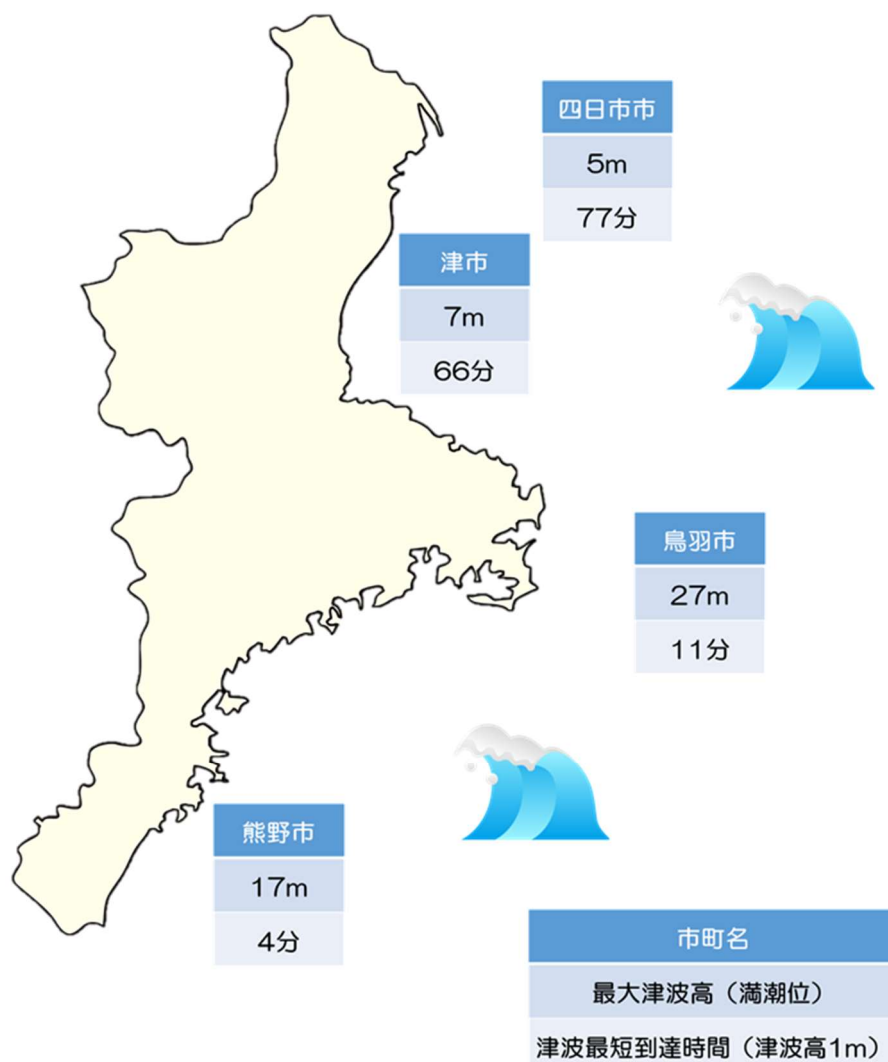
県内のほぼ全域で震度6弱以上、また県南部の大半と人口が集中する伊勢湾岸部では震度6強が想定されています。また、伊勢志摩地域沿岸部を中心として、震度7が想定されています。



※これまでおおむね100年～150年間隔で実際に発生してきた「過去最大クラスの南海トラフ地震」とは異なり、発生する確率は極めて低いですが、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し理論上は起こり得る南海トラフ地震。

【南海トラフ地震による津波想定】

理論上最大クラスの南海トラフ地震を想定した場合の県内の最大津波高は、伊勢湾内で4～10m、熊野灘沿岸で15m以上となっており、一部地域では20mを超える津波も想定されます。



内閣府の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）をもとに作成

【南海トラフ地震における県内の最大被害想定】

項目	被害想定
死者数 （うち津波による死者数）	約53,000人 （約42,000人）
負傷者数	約62,000人
避難者数 ※発災1日後	約757,000人

・理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、県内の被害想定は左記の表のとおりとなっており、大きな被害をもたらすことが予想されています。

三重県地震被害想定調査結果より

【発生の切迫性が高まる南海トラフ地震】

1361	正平地震
1498	明応地震
1605	慶長地震
1707	宝永地震
1854	安政地震
1944	昭和東南海地震
1946	昭和南海地震

・本県に大きな被害をもたらした大規模地震は約90～150年の間隔で発生しています。

・前回の昭和東南海地震及び昭和南海地震から令和4年（2022年）で約80年が経過することとなります。



南海トラフ地震発生の切迫性が今後より高まっています

【高まる風水害のリスク】

近年、全国で水害や土砂災害が頻発・激甚化しており、県内でも記録的短時間大雨情報が毎年のように発表されるなど、風水害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況です。

県内で発表された
記録的短時間大雨情報
(120mm/h以上)

2012～2018	発表なし
2019	4日(9回)
2020	2日(5回)
2021	3日(4回)

全国で毎年のように発生している
風水害

2019	房総半島台風(第15号) 東日本台風(第19号)
2020	令和2年7月豪雨
2021	伊豆山土石流災害

課題

南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害など大規模な災害が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況が続いています。県民の皆さんの命を守ることを第一に、「平時における人材育成とハード整備」「救助・避難」「復旧」のそれぞれのフェーズにおける課題を整理し、事前の対策に万全を期すことが必要です。

平時における人材育成とハード整備

- ・県民の防災意識を高めるとともに、防災人材の育成・活用など、地域防災力の向上に向けた取組を進める必要があります。
- ・大規模災害の被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる強靱な県土を実現するため、道路・河川などのインフラ整備により耐災害性を強化するとともに、急速な老朽化の進行で生じる機能低下を防ぐことが必要です。

発災

- ・大規模災害発生時は初動対応がその後の対策の成否を分けることから、災害への即応力をさらに強化していく必要があります。

救助・避難

- ・被災した県民を必ず救助し支援できるよう、国、市町、災害時の救助を担う自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等と連携し、災害対応力のさらなる向上を図っていく必要があります。
- ・災害時に第一線で対応を行う市町と一体となった災害対策活動を実施する必要があります。
- ・県民の適切な避難行動に向けた取組を促進するとともに、高齢者や障がい者など避難行動要支援者の避難対策を進める必要があります。さらに、避難所に避難した後も健康で安心して過ごせるよう、適切な避難所の環境と運営を確保する必要があります。
- ・南海トラフ地震発生時には、約 156,000 人の帰宅困難者が生じると想定されており、通勤時間帯や就業時間帯等に発災した場合の混乱回避のための取組が必要です。



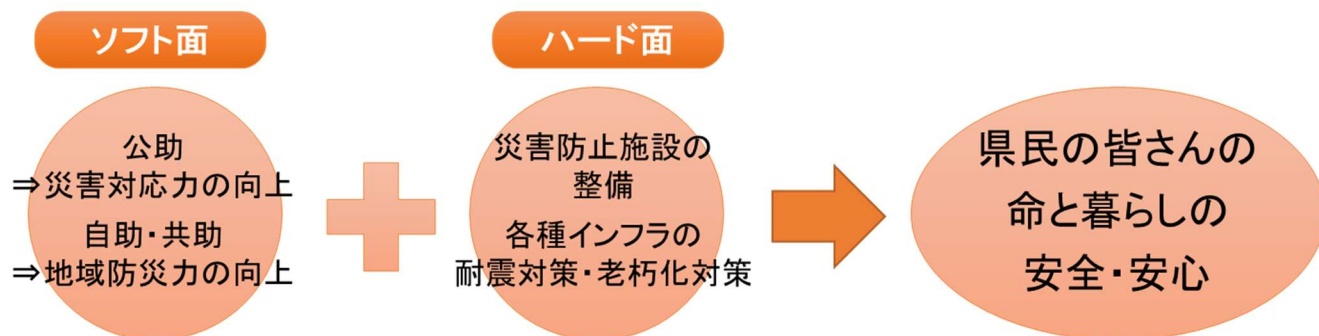
総合防災訓練の様子

復旧

- ・災害の発生により道路網が損傷すると、被災者の緊急搬送や必要な物資の輸送などに支障をきたすことから、緊急輸送機能の確保が必要となります。
- ・大規模災害発生時には甚大な量の災害廃棄物が発生し、早期の復旧・復興を計る上で課題となっています。大規模災害に備え、災害廃棄物が迅速に処理できるよう災害廃棄物対策の強化・充実が必要となっています。

取組方向

- ・南海トラフ地震や頻発・激甚化する豪雨災害等の大規模災害に備え、県民の皆さんの命と暮らしの安全・安心を守るため、国、市町、関係機関等と連携し、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策の取組、県土の強靱化対策を一層推進していきます。
- ・何よりも守るべきものは県民の皆さんの命であり、「平時における人材育成とハード整備」「救助・避難」「復旧」のそれぞれのフェーズにおいて尊い命に直結する取組を強化します。



【ソフト面】

- ・大学生など次代を担う若者を防災人材として育成し、育成した学生が若年層の防災意識向上を図るとともに、他の若者を巻き込んで地域で防災活動を行うことにより、災害に強い地域づくりを進めます。
- ・「みえ防災・減災センター」と連携して、シンポジウム等による啓発に取り組むことで県民の防災意識の醸成を図ります。



【ハード面】

- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用し、激甚化・頻発化する災害に対応した道路、河川、ため池などインフラの耐震化や浸水・土砂流出の防止対策、老朽化対策等を加速します。また、インフラ管理者以外の関係者との協働や、インフラへのICT等の新技術の導入を本格的に展開します。

（具体的な取組）

- ・最大級の地震に対応した緊急輸送道路の橋梁、河川・海岸堤防、ため池等の耐震補強
- ・最近の豪雨等に対応した河川・海岸堤防、砂防堰堤の整備、堆積土砂の撤去
- ・長寿命化のための予防保全も含めた老朽化対策
- ・あらゆる関係者が協働する「流域治水」の本格的な展開
- ・道路・河川のリアルタイム観測機器や生態系を活用したグリーンインフラなど新技術の導入



橋脚の補強
一般国道306号 菰野大橋（菰野町）

平時における人材育成とハード整備

発災

【ソフト面】

・情報収集力や分析・対策立案力、災害対策活動のオペレーション機能のさらなる強化と人材の育成に取り組むとともに、国、市町、災害時の救助を担う自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等と連携し、大規模かつ実践的な訓練に取り組みます。



・災害発生時に第一線で対応を行う市町の災害対応力の一層の充実・強化を図るため、市町が実施する図上訓練や災害対応マニュアル等の整備について支援するとともに、災害発生時に職員を市町へ派遣し、市町災害対策本部の運営を支援することで、県と市町が一体となった災害対策活動をより一層推進します。

・新たなデジタル技術も活用しながら、適切な避難に必要となるきめ細かな防災情報をSNSなど多様な媒体でより迅速に提供します。

・夜間など避難が困難な状況であっても確実に避難できる体制を確立するため、夜間の避難を想定した訓練や避難路の確認等の取組を行う市町を支援します。

・避難行動要支援者の個別避難計画の作成やあらゆる避難者に配慮した避難所運営など、適切な避難行動に向けた市町の取組を支援します。

・通勤時間帯や就業時間帯等に発災した場合には、公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生と混乱を防止するため、企業等に従業員をとどめる環境の整備と一斉帰宅の抑制を働きかけます。

・災害時の徒歩帰宅者に水やトイレを提供するなどの支援を行う「災害時帰宅支援ステーション」の拡充に努めます。

救助・避難

【ハード面】

・津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備など、津波浸水想定区域内の全ての要避難者が確実に避難できるよう、市町の対策を支援します。

・機動的かつ長期間の災害対応を実施できるオペレーション機能の強化を図るため、災害対策本部オペレーションルームの設置に向けた検討を進めます。



津波避難タワー（イメージ）

・災害発生により道路網の通行に支障が生じ、広域防災拠点や災害拠点病院の活動に支障が生じないように、緊急輸送・搬送ネットワークを確保します。

・災害廃棄物処理に精通した県や市町の人材の育成、廃棄物処理施設の強靱化や仮置場候補地の選定の促進、平時からの国や市町・廃棄物関係団体等との連携等の取組を進め、発災時における災害廃棄物の迅速な処理を促進します。

復旧

(2) 新型コロナウイルス感染症等への対応

現状

1 新型コロナウイルス感染症の感染状況および医療提供体制等の確保

- ・令和2(2020)年1月に県内で初めての感染者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症との闘いは2年を超える長期戦となっています。
この間、医師、看護師、薬剤師などの医療従事者の皆さん、社会機能の維持のために取り組んでいただいている皆さんのご尽力や、感染拡大防止対策への県民、事業者の皆さんのご協力により、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部や保健所が市町や関係機関等の方々と連携して対策に取り組み、感染の波を幾度も乗り越えてきたところですが、新型コロナウイルスも変異を繰り返しており、県内では令和4(2022)年5月末時点で累計8万人を超える感染が確認されています。
- ・令和4(2022)年1月以降の第6波においては、令和3(2021)年10月に公表した「みえコロナガード(Mie Covid-19 Guard)」に基づき、早期の対策に取り組んできました。

みえコロナガード
Mie Covid-19 Guard

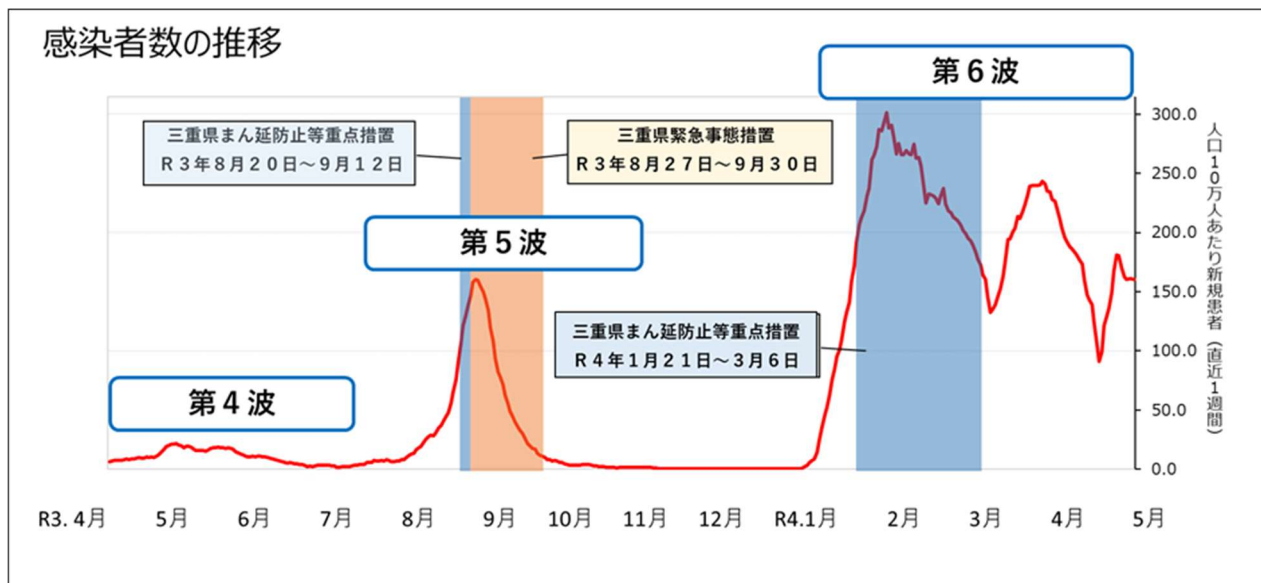
今後の新型コロナウイルス感染症に対する**4つの柱**

- ① 感染拡大防止アラート等の設定**
 - ・感染拡大に迅速に対応するための基準と方針を設定
- ② 検査体制の整備**
 - ・民間検査機関の活用等による保健所の検査体制の強化
 - ・無料PCR検査の推進、抗原定性検査キットの活用促進 など
- ③ ワクチン接種体制の整備**
 - ・2回目接種の完了に向け、若年層を含めた円滑なワクチン接種の推進
 - ・3回目接種に向けた的確な対応 など
- ④ 医療提供体制の整備**
 - ・感染拡大時における療養体制の方針設定
 - ・新たな宿泊療養施設・臨時応急処置施設の確保 など

- ・ワクチン接種や経口治療薬の投与体制の整備は進んでいるものの依然として新型コロナウイルス感染症が県民の生命や健康に与えるリスクは大きく、刻々と状況が変化する感染症に的確に対応していく必要があります。
これまで本県においては、積極的疫学調査・健康観察を実施する保健所の体制を強化するとともに、感染の早期発見や感染拡大防止のための検査体制の充実、入院を必要とする患者を受け入れる病床の確保、軽症者等が療養するための宿泊療養施設の確保、発症予防や重症化予防に効果のあるワクチン接種の促進などに取り組んできました。

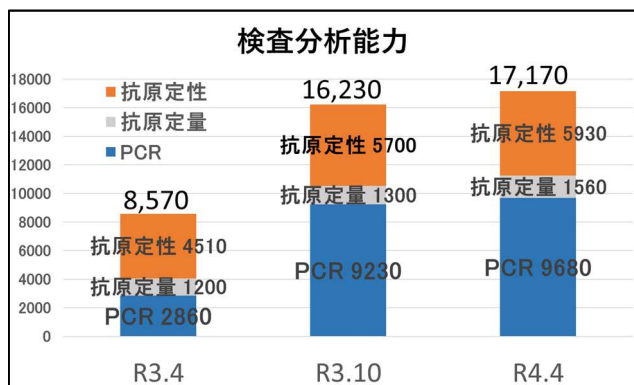
◎新規感染者数推移→**R4(2022)年度 5月末時点 累計 82,129 人**

(R1(2019)年度:11 人、R2(2020)年度:2,742 人、R3(2021)年度:52,842 人、
R4(2022)年度 5月末時点:26,534 人)



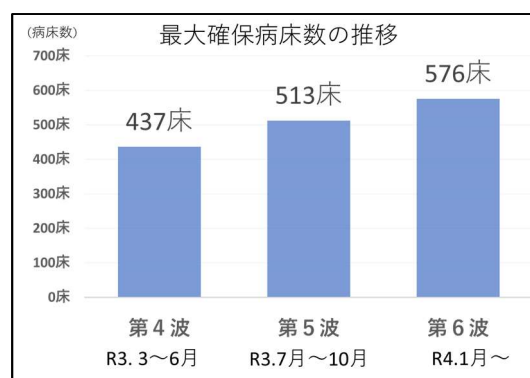
◎検査体制

→1日あたり**最大 17,170 件/日**



◎療養病床

→感染状況に応じ**最大 576 床確保**



⇒これまで、新規感染者数の増加に合わせて、必要となる検査体制や医療提供体制(受入病床、宿泊療養施設など)を確保。加えて、積極的疫学調査、患者の健康観察などを行う保健所の体制を整備。

2 新型コロナウイルス感染症が社会・経済活動へ与えた影響とその対応

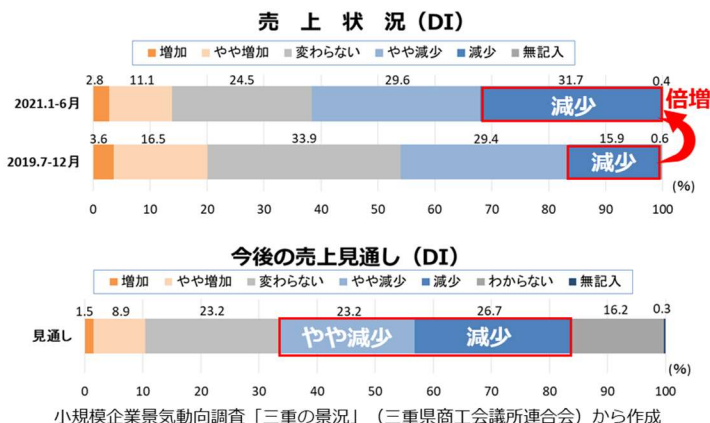
・感染防止対策に取り組む必要性から県民の行動も変容しており、社会・経済活動にも大きな影響が出ています。外出・移動自粛、生活様式の変化を受け、県内産業においても依然として多くの事業者が厳しい状況に置かれています。

このため、本県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援や時短要請協力金の実施に加えて、社会経済動向、消費者ニーズや生活様式の変化を的確にとらえた新たな事業展開や価値創出に取り組む事業者の支援を進めてきました。

また、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている観光産業の早期回復を支援するため、観光需要喚起のための誘客促進に取り組むとともに、支援金の支給や第三者認証制度による県内観光事業者への直接的な支援に取り組んできました。

◎ 県内企業の業績への影響

- ▶ 企業の売上状況（DI）は、「減少」がコロナ前と比較して、ほぼ倍増
- ・最新調査（2021年1-6月期） **31.7%**
 - ・コロナ前（2019年7-12月期） **15.9%**
- ▶ 今後の売上見通し（DI）も減少傾向
- | | |
|------|--------------|
| 減少 | 26.7% |
| やや減少 | 23.2% |
- 【参考】増加1.5%、やや増加8.9%



⇒新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動の変化、県民の行動変容をふまえ、県内経済を支える中小企業・小規模事業者や飲食店、県内観光事業者を対象とした経済再生・活性化につながる支援策を実施。

課題

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、感染の再拡大も懸念されるなど、刻々と変化する状況に的確に対応していく必要があります。
- ・国が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や最新のエビデンス等をふまえマスク着用などの基本的な感染対策の考え方を状況に応じて整理する必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、厳しい状況に直面している地域経済の再生・活性化に向けた取組を継続していく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした社会変容をふまえ、感染防止と教育活動の両立、生活困窮者への支援、情報が届きにくい外国人住民への情報発信・啓発活動などに取り組む必要があります。
- ・近年、新たな感染症が繰り返し発生しており、新型コロナウイルス感染症の収束後も、引き続き新たな感染症に備えていくことが必要です。

➡ これまでの新型コロナウイルス感染症対策で得た経験を関係機関・団体等と共有・承継し、新たな変異株や新たな感染症に備えていくことが肝要。

取組方向

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への備え

① 新型コロナウイルス感染症対策

専門家の意見をふまえた感染症対策の取組

・刻々と状況が変化する新型コロナウイルス感染症に的確に対応していくため、医療機関や自治体等の関係者で構成する「三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会」において、適宜、国の動向や最新のエビデンス等をふまえ、県におけるサーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制等を検討のうえ、地域の実情に応じて先を見据えた感染症対策に取り組んでいきます。

感染症対策と教育活動の継続

・県立学校においては、国の対応状況をふまえ、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等に基づき、必要な感染症対策を行い、教育活動を継続できるよう取り組みます。また、児童生徒の心身の健やかな成長を図るため、実技・体験学習や修学旅行・体育祭等の学校行事、部活動などが円滑に実施できるよう取り組みます。

外国人住民への対応

・県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)等において多言語での情報提供を充実するほか、多文化共生に関わる市民団体の知見やネットワークを活用し、チラシや動画、SNS等による啓発を強化します。また、みえ外国人相談サポートセンター(Mieco)において、適切な情報提供・相談対応を行うため、保健所をはじめとする関係機関等との連携を強化します。

② 新たな感染症への備え

・新型コロナウイルス感染症対策で得たさまざまな教訓・経験をふまえ、医療機関間の適切な役割分担や関係機関との連携体制を維持し、新たな感染症の発生に備えた医療提供体制や検査体制等を整備していきます。

併せて、県民が正しい知識に基づいて適切に行動できるよう、正確な情報を的確に発信するとともに、感染拡大や重症化リスクの高い入所施設の従事者に対する研修会の実施等を通じて、感染予防・感染拡大防止を図っていきます。

また、教育活動が継続できるよう必要な感染症対策に取り組むとともに、情報が届きにくい外国人住民をサポートできるよう各主体間のネットワークづくりを促進します。

2 社会・経済活動への影響への対応

① 新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動への影響への対応

事業者に寄り添った支援

・新型コロナウイルス感染症が地域経済に及ぼす影響を見極め、「事業継続と雇用の維持・確保」、「経済活動の回復」、「社会・経済情勢の変化に伴う対応」の3つの視点に基づき、県内事業者への支援策を実施していきます。併せて、これまでの取組の中で明らかになった課題をふまえ、事業者にとって、よりわかりやすく・利用しやすく・効果的な制度を構築していきます。

事業継続と雇用の維持・確保

本県の経済への影響を最小限にするため
事業活動の継続と雇用の維持・確保に向けた支援を実施

- 売上が落ち込んだ事業者への支援
- 時短要請協力金の実施
- 中小企業融資制度を活用した資金繰り支援
- 「雇用シェア」の普及・拡大

経済活動の回復

本県の経済が早期に回復していけるよう、感染防止対策と
両立した社会経済活動に対する支援を実施

- 感染防止対策の取組に対する支援
- あんしんみえリア（第三者認証制度）の活用
- 旅行需要の喚起
- 県産品の販路拡大

社会・経済情勢の変化に伴う対応

社会経済動向や生活様式の変化を的確に捉えて
積極的に事業を展開しようとする事業者を支援

- アフターコロナを見据えた生産性向上・業態転換
の取組に対する支援
- テレワークの導入促進
- オンラインも活用した商談機会の創出

生活相談にかかる支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、「三重県生活相談支援センター」の体制を強化し、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援（住居確保給付金など利用可能な支援サービスの実施、生活福祉資金特例貸付の申請援助、食料支援等）や増加する外国人からの相談対応等に取り組みます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により自殺リスクが高まっている状況もふまえた相談体制の確保等に取り組みます。

② 新たな感染症による社会・経済活動への影響への対応

- ・新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動の変化が生じた過去の経験をふまえ、新たな感染症に直面した際の備えを進めます。また、次なる感染症に備え、中小企業・小規模企業などにおけるBCP策定支援といった事業継続に向けた対応を強化します。

第3章 政策・施策

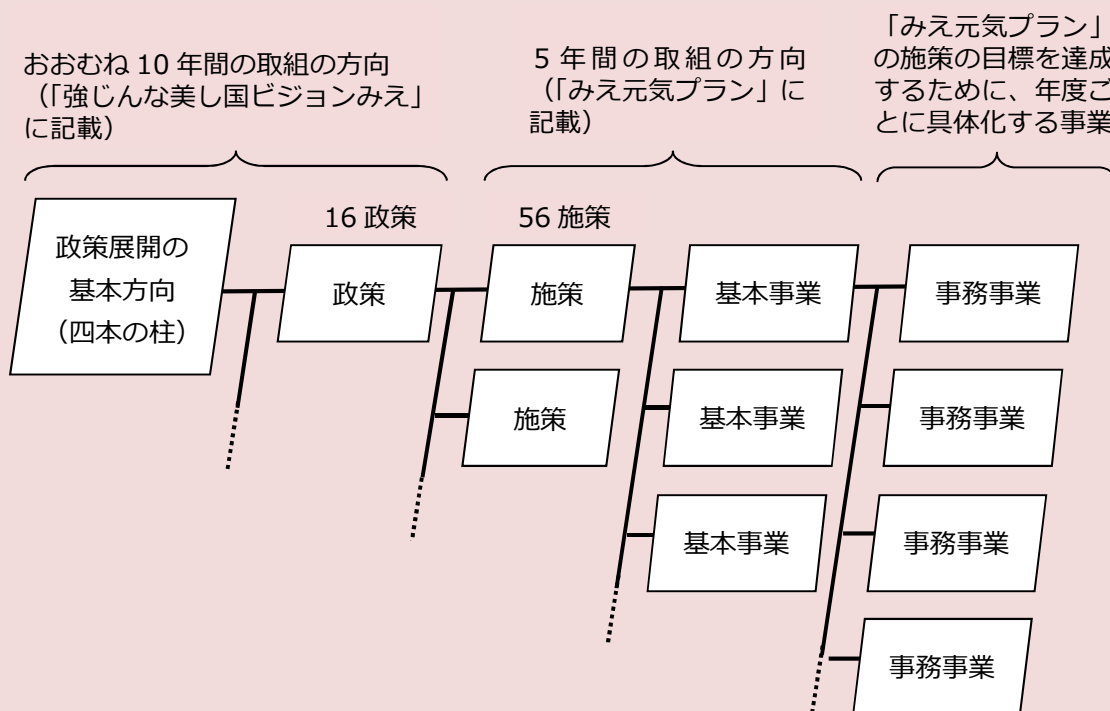
第1節 政策体系とは

政策体系は、「強じんな美し国ビジョンみえ」で示す基本理念の実現に向け、＜政策展開の基本方向(四本の柱)＞のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理したものです。

●政策展開の基本方向

- I 安全・安心の確保
- II 活力ある産業・地域づくり
- III 共生社会の実現
- IV 未来を拓くひとづくり

図 「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」の政策体系



各施策の取組と「みえ元気プランで進める7つの挑戦」の関係

第2章で記載した「みえ元気プランで進める7つの挑戦」は、政策体系の整理とは別に、5年間でより一層加速させていかなければならない課題をまとめたものであり、第3章に記載する施策を横断的に実施するものです。

第2節 政策体系（政策・施策）

「みえ元気プラン」では、「強じんな美し国ビジョンみえ」で示した＜政策展開の基本方向（四本の柱）＞と＜政策＞に加え、＜施策＞とその内容を構成する＜基本事業＞をお示ししています。

＜施策＞には、それぞれ「施策の目標」を設定し、施策が目標としている社会の状況を「めざす姿」として記載しています。

また、このめざす姿の達成に向けた進捗を、適切に評価するとともに県民の皆さんが把握することができる、定量的または定性的な指標(KPI)を、各施策で複数設定しています。

＜施策＞は、目標の進捗や基本事業の取組状況等を総合的に判断して、担当する副部長または次長が評価を行い、毎年度「県政レポート」として取りまとめ、＜施策＞の成果と改善方向を公表します。

●KPIについて

KPIとは、Key Performance Indicator の略で、目標の達成度を評価するための「重要業績評価指標」と訳されます。

「みえ元気プラン」では、各施策に設定された「施策の目標」を達成するための過程を計測する中間指標として設定しており、KPI 自体は県のめざす最終目標ではありません。

施策に設定されている目標が定性的な目標であることから、KPI についても、数値化された定量的なものだけでなく、状態をあらわす定性的なものも含めて設定しています。

基本理念の実現に向けて、次のとおり16の<政策>、56の<施策>を位置づけて、県政を推進していきます。

●政策体系一覧

四本の柱	政策	施策	
I 安全・安心の確保	1 防災・減災、県土の強靱化	1-1	災害対応力の充実・強化
		1-2	地域防災力の向上
		1-3	災害に強い県土づくり
	2 医療・介護・健康	2-1	地域医療提供体制の確保
		2-2	感染症対策の推進
		2-3	介護の基盤整備と人材確保
		2-4	健康づくりの推進
	3 暮らしの安全	3-1	犯罪に強いまちづくり
		3-2	交通安全対策の推進
		3-3	消費生活の安全確保
		3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
	4 環境	4-1	脱炭素社会の実現
		4-2	循環型社会の構築
		4-3	自然環境の保全と活用
		4-4	生活環境の保全
	II 活力ある産業・地域づくり	5 観光・魅力発信	5-1
5-2			戦略的な観光誘客
5-3			三重の魅力発信
6 農林水産業		6-1	農業の振興
		6-2	林業の振興と森林づくり
		6-3	水産業の振興
		6-4	農山漁村の振興
7 産業振興		7-1	中小企業・小規模企業の振興
		7-2	ものづくり産業の振興
		7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進
		7-4	国際展開の推進
8 人材の育成・確保		8-1	若者の就労支援・県内定着促進
		8-2	多様で柔軟な働き方の推進
9 地域づくり		9-1	市町との連携による地域活性化
		9-2	移住の促進
		9-3	南部地域の活性化
		9-4	東紀州地域の活性化
10 デジタル社会の推進		10-1	社会におけるDXの推進
		10-2	行政サービスのDX推進
11 交通・暮らしの基盤		11-1	道路・港湾整備の推進
	11-2	公共交通の確保・充実	
	11-3	安全で快適な住まいまちづくり	
	11-4	水の安定供給と土地の適正な利用	

四本の柱	政策	施策	
Ⅲ の共 実生 現社 会	12 人権・ダイバーシティ	12-1	人権が尊重される社会づくり
		12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進
		12-3	多文化共生の推進
	13 福祉	13-1	地域福祉の推進
		13-2	障がい者福祉の推進
Ⅳ 未 来 を 拓 く ひ と づ く り	14 教育	14-1	未来の礎となる力の育成
		14-2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成
		14-3	特別支援教育の推進
		14-4	いじめや暴力のない学びの場づくり
		14-5	誰もが安心して学べる教育の推進
		14-6	学びを支える教育環境の整備
	15 子ども	15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり
		15-2	幼児教育・保育の充実
		15-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進
		15-4	結婚・妊娠・出産の支援
	16 文化・スポーツ	16-1	文化と生涯学習の振興
		16-2	競技スポーツの推進
		16-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進

※ハイライト部：環境生活部所管の施策

第3節 施策の概要

この節では、56の〈施策〉の概要について、第2節で示した政策体系の順に示します。

施策3-2 交通安全対策の推進

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事故件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

(課題の概要)

高齢化の進展に伴い、高齢運転者が当事者となる交通事故が増加するほか、生活道路や通学路等における交通事故の増加や飲酒運転による事故の発生が懸念されています。また、先進安全技術の進展や次世代モビリティの登場などにより、多様な交通主体全てが安全かつ快適に通行できる交通ルールの徹底が求められています。

現状と課題

- 県内の交通事故死者数は、長期的に減少傾向が続き、令和3(2021)年においては、統計史上最少を更新したものの、未だ多くの方が亡くなっていることから、交通安全対策を推進していく必要があります。また、全国的に高齢運転者が当事者となる交通事故が社会問題化しており、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上となることを見据え、高齢運転者の交通事故抑止対策を推進する必要があります。
- 県内の飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」施行以降、関係者の連携した取組により、全国平均を大幅に上回る減少率を記録し、令和3(2021)年においては、条例施行以降、最少となりました。しかし、未だ飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在しているため、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着や、再発防止対策であるアルコール依存症等の関連問題を含めた取組が求められています。
- 本県は交通事故死者数に占める歩行者および自転車利用者の割合が高く、このうち約7割が高齢者となっています。こうした中、高齢者や子ども、障がい者が日常的に利用する生活道路や通学路等における交通安全の確保が求められています。また、持続可能な交通安全施設等の整備を進める必要があります。
- 人口10万人あたりの交通事故死者数は、都道府県別に見て多く、ワースト上位に位置しています。このため、交通事故の発生実態等の高度な分析に基づいた交通指導取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。また、先進安全技術の進展や次世代モビリティの登場など、多様な交通主体全てが安全かつ快適に通行できる交通ルールの徹底に向けた取組が求められています。

取組方向

■ **基本事業1：交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進**

自動運転技術の導入など社会の大きな変化を見据えながら、事故を防ぐための先進安全技術の情報等を把握し、誰にとっても安全・安心な社会の実現をめざした取組を進めていきます。また、社会問題化している高齢運転者が当事者となる交通事故防止対策として、市町や関係団体と連携し、先進安全技術が搭載された先進安全自動車の普及啓発や運転免許証自主返納に係る情報の提供などの取組を一層推進します。さらに、四季の交通安全運動をはじめ、交通安全意識と交通マナーの向上に向けた広報・啓発を実施するとともに、各年齢層に合わせた参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組めます。

■ **基本事業2：飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進**

飲酒運転0(ゼロ)をめざし、県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関等と連携した教育・啓発活動を推進します。また、再発防止対策として、飲酒運転違反者等からの相談に対応するとともに、アルコール依存症に関する受診を促進します。

■ **基本事業3：安全かつ快適な交通環境の整備**

歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、ゾーン30の整備や道路管理者と連携した物理的デバイスによる速度抑制を図るとともに、視認性の高いLED信号灯器の整備など、人優先の交通環境の整備を推進します。また、交通安全施設等の適正な維持管理や交通環境の変化に応じた交通規制の見直し等を推進します。

■ **基本事業4：道路交通秩序の維持**

交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえ、交通事故抑止に資する効果的な交通指導取締りを推進します。特に、横断歩行者妨害違反や生活道路等における速度違反をはじめ、悪質性・危険性の高い飲酒運転等の交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
交通事故死者数	62人	53人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数
飲酒運転事故件数	28件	16件以下	飲酒運転による人身事故件数
横断歩道の平均停止率	45.8%	85%以上	信号機のない横断歩道を人が渡ろうとしたときの自動車の停止する割合

施策3-3 消費生活の安全確保

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実しています。また、トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい消費生活相談体制の構築が進んでいます。

(課題の概要)

デジタル化の進展やそれに伴う電子商取引の拡大、「民法」の成年年齢の引下げなど消費者を取り巻く社会環境の変化により、若年者・高齢者をはじめあらゆる世代において消費者トラブルの未然防止・拡大防止が求められています。

現状と課題

- パソコンやタブレット端末、スマートフォン等の情報通信機器の急速な普及やAI等の新技術を活用した新たなビジネスの登場、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした中、令和4(2022)年4月から「民法」の成年年齢が引き下げられたこと、消費生活相談件数に占める60歳以上の方の割合が4割程度と高くなっていることなどから、若年者や高齢者を中心に、あらゆる世代を対象とした消費者トラブルの未然防止・拡大防止に取り組む必要があります。
- SDGsへの関心の高まりやコロナ禍における消費行動など、消費者一人ひとりの主体的な取組が期待されています。消費者が自らの消費行動が将来にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼしうることを自覚し、持続可能な消費行動の必要性を理解することが重要です。
- 県消費生活センターおよび市町消費生活相談窓口における1年間の消費生活相談件数は、合計1万件程度で推移していますが、住民に身近な市町における相談割合は増加傾向にあります。複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応するため、県消費生活センターが、県内消費者行政の中核センターとしての役割を継続して発揮するとともに、市町における相談体制の充実に向けた取組を支援していく必要があります。
- 高齢者等をターゲットとした悪質商法や新型コロナウイルス感染症および自然災害の発生などの非常時に便乗した悪質商法など、さまざまな消費者トラブルが発生しています。不適正な取引行為や表示等の排除と健全な市場の形成のため、関係機関等と連携して事業者の監視・指導を行う必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 自主的かつ合理的な消費活動への支援**

消費者が正しい知識を得て、適切な消費行動を取ることができるよう、さまざまな主体と連携して、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育・消費者啓発を実施します。成年年齢の引下げをふまえ、特に若年者については教育機関等と連携し、消費者教育を一層充実させていきます。また、高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、地域における見守り体制の構築を支援します。さらに、持続可能な社会の形成に寄与するため、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及・啓発、コロナ禍における生活様式に対応した消費行動の推奨に取り組みます。

■ **基本事業2： 消費者被害の救済、適正な取引の確保**

県消費生活センターの専門性を確保するとともに相談員の資質向上を図り、消費者被害救済のための相談に迅速かつ適切に対応します。また、市町が実施する消費生活相談への助言や相談対応の充実に向けた支援を行い、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上を図ります。さらに、国や近隣県、関係機関等と連携し、悪質な商取引や商品・サービスに係る不適正な表示について事業者の監視・指導を行うとともに、コンプライアンスの遵守に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用した人の割合	78.3%	83.3%	消費生活トラブルに遭ったときに消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合	88.9%	92.0%以上	消費生活相談において、「三重県消費生活センター」があっせんを行った相談のうち、消費者トラブルが解決した割合
講習等の実施学校数(累計)	15校	170校	若年者教育事業として出前講座などの講習等を実施した学校数(累計)

施策4-1 脱炭素社会の実現

施策の目標

(めざす姿)

環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ」の推進などを通じて、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営、地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応などの取組が進んでいます。

(課題の概要)

脱炭素社会の実現に向けた国内外の動きが加速する一方で、大規模な陸上風力発電や太陽光発電などの開発の適地が減少することにより、再生可能エネルギーの導入が鈍化するほか、自然豊かな地域や集落に近い場所での開発が進むことにより、自然環境や生活環境への影響が懸念されています。

現状と課題

- 気候変動による自然災害の増加や農業・水産業への影響が懸念される中、温室効果ガス排出削減のための国際枠組みであるパリ協定の取組が令和2(2020)年に始まり、国内では、脱炭素社会の実現に向けて、令和12(2030)年度に温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%削減することをめざし、さらに50%削減に向けて挑戦し続けることが表明されるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。
- 脱炭素社会の実現には、さまざまな社会の変革が求められており、ライフスタイルの転換や技術革新、再生可能エネルギーの主力電源化等、あらゆる分野でさらなる取組を推進する必要があります。
- 気候変動への対応には、温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の緩和だけでなく、既にあらわれている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する適応の取組を進める必要があります。
- 地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっていることから、環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現や、さまざまな主体の連携による環境に係る課題解決に向けて取り組むとともに、環境教育・環境学習の充実が求められています。
- 再生可能エネルギーの導入に伴う大規模な開発事業により、自然環境や生活環境に影響が生じる可能性があるため、事業の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が必要です。

取組方向

■ 基本事業1： 気候変動の緩和の取組の促進

2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ」の推進を図るため、県民、事業者、市町等の主体と連携して、再生可能エネルギー利用促進や脱炭素経営の促進、COOL CHOICE の推進に取り組みます。また、脱炭素化につながる新たな技術の利活用等によるライフスタイルの転換や事業者の取組を促進するため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」と連携して情報提供や普及啓発等を行います。

■ 基本事業2： 気候変動適応の取組の促進

地球温暖化に起因する気候変動やその影響について、「三重県気候変動適応センター」と連携し、情報収集や分析、情報発信を行い、気候変動適応の取組を促進します。

■ 基本事業3： 環境教育・環境学習の推進

環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現をめざして、自ら行動する人づくりを進めるため、県環境学習情報センター等を活用して環境教育・環境学習に取り組みます。

■ 基本事業4： 事業者による環境配慮の促進

事業者による環境経営の取組を促進するほか、大規模な開発事業について、「環境影響評価法」や「三重県環境影響評価条例」に基づく環境アセスメント制度を適切に運用するなど、環境配慮の取組を促進します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
県域からの温室効果ガス排出量(千 t-CO ₂)	23,916 千 t-CO ₂ (元年度排出量)	20,066 千 t-CO ₂ (6年度排出量)	県民、事業者等の活動により排出される温室効果ガス量から森林等による吸収量を除いた県域における温室効果ガス排出量
脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数(累計)	19 事業所 (4年3月末現在)	200事業所	県と連携して再生可能エネルギー利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICE の推進等に取り組む事業所数(累計)
環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)	17,561人 (4年3月末現在)	75,000 人	環境学習情報センター等が実施する環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)

施策4-2 循環型社会の構築

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な循環型社会の構築に向け、さまざまな主体による「3R+R」の取組が定着し、事業者による主体的な資源循環の取組が進み、循環関連産業の振興が図られるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に向けた取組が推進されています。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止に向けた取組が進み、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安心感が高まっています。

(課題の概要)

国内外において資源制約が深刻化し、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、廃棄物を資源ととらえた循環的利用の促進が一層求められる一方、技術面や採算性から新しい取組が十分に普及せず、また原材料価格等の高騰もあり、企業活動や人びとの生活に影響が生じることが懸念されています。

現状と課題

- 持続可能な循環型社会の構築に向け、3R(発生抑制、再使用、再生利用)に Renewable(再生可能資源への代替)を加えた「3R+R」の取組を進め、資源の有効利用を一層進める必要があります。
- 資源制約が深刻化してきており、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進するため、今後、大量廃棄が見込まれる太陽光パネルのリサイクルなど先進的な取組の支援等により、地域と共生した循環関連産業を育成する必要があります。
- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理が後を絶たない状況などから、廃棄物処理の安全・安心を確保するため、効率的・効果的な監視活動等により未然防止と早期発見・早期是正を図る必要があります。また、大規模災害時の災害廃棄物への対応に、平時から備える必要があります。
- カーボンニュートラルに向け、プラスチックごみ対策、食品ロス削減等に取り組むとともに、バイオマス資源の活用等を進める必要があります。また、最新の技術を導入し温室効果ガスの排出抑制や分離回収等を促進していく必要があります。
- 人口減少にも対応した資源循環システムの構築に向け、これまでの制度や考え方にとらわれないイノベーションや積極的なチャレンジが求められており、必要な人材の確保やICTを活用できる環境の整備が求められています。

取組方向

■ 基本事業1： パートナーシップで取り組む「3R+R」

新しい技術を積極的に活用し、さまざまな主体と課題を共有し、市町との密な連携や事業者等の自発的な参画を得ながら、パートナーシップで「3R+R」に取り組みます。

■ 基本事業2： 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

循環関連産業を振興し、資源循環と経済の好循環を生み出すとともに、事業者の先導的な取組と併せて県民の皆さんの行動変革を促し、地域の資源を持続可能な形で活用する地域循環共生圏の創出に向けて取り組みます。

■ 基本事業3： 廃棄物処理の安全・安心の確保

廃棄物処理の安全・安心に向け、排出事業者の意識向上を図りながら、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物等の廃棄物の適正処理を推進するとともに、ICTやドローン等の新しい技術を取り入れた監視・指導を行います。また、災害廃棄物の迅速な処理を促進するため体制整備に取り組みます。

■ 基本事業4： 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

カーボンニュートラルや海洋プラスチック対策に資するプラスチック資源循環の高度化に取り組むとともに、生活困窮者支援等にもつながる食品ロス削減の取組を進めます。また、バイオマス資源のメタン発酵や焼却施設からのエネルギー回収を促進するとともに、二酸化炭素の分離回収等に関する検討を進めます。

■ 基本事業5： 人材育成とICTの活用

強靱で自立分散型のスマートな資源循環システムの構築をめざし、資源循環を担う人材の育成や、ICTの活用等を促進します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	目標項目の説明
廃プラスチック類の再生利用率	61.3% (2年度)	73% (7年度)	県内で産業廃棄物として排出された廃プラスチック類の再生利用率
カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計)	61事業者	300事業者	県が実施するプラスチック資源循環の高度化や食品ロス削減等の取組に参画する延べ事業者数
適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率	92%	100%	県にPCB保管届出をしない等の事業者に対し、立入検査等により適正な管理および処分を指導した割合
建設系廃棄物の不法投棄件数	12件	10件以下	10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄件数

施策4-4 生活環境の保全

施策の目標

(めざす姿)

安全・安心で快適な生活を営める環境の保全に向け、事業者のコンプライアンス意識の醸成が図られるとともに、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。また、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策が進んでいます。

(課題の概要)

大気や水環境については、環境法令の遵守徹底が図られていますが、今後も、環境保全対策を進める必要があります。また、海域の栄養塩類減少等により水産資源の生物生産性等が低下していることから、海域の豊かさに資する取組の促進が求められています。

現状と課題

- これまで実施してきた「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」等の関係法令遵守指導などにより、大気・水・土壌環境や土砂等の埋立て等に大きな影響は生じていませんが、将来にわたり良好な環境を確保していくためには、継続した環境保全対策を進める必要があります。
- 生活排水処理施設の整備は、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき着実に進展していますが、令和17(2035)年度末の長期目標達成のため、引き続き未整備人口の解消に向けて取り組んでいく必要があります。
- 近年、海域の栄養塩類減少等により水産資源等の生物生産性が低下し、海域の豊かさの重要性が指摘されていることから、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策に取り組んでいく必要があります。
- 伊勢湾等の海岸域では、河川等を経由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。海岸漂着物の問題は、本県のみでの対策では解決が困難なことから、他県、市町等の関係機関やさまざまな主体と連携して、海岸漂着物対策に取り組んでいく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 大気・水環境等の保全

良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視による環境基準等の適合状況を確認するとともに、大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への検査を行い、コンプライアンスの徹底を指導します。

■ 基本事業2： 生活排水処理施設の整備促進

市町と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進します。浄化槽については、補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

■ 基本事業3： きれいで豊かな海の再生

「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた「第9次水質総量削減計画」を策定し、工場等から排出される汚濁負荷量の管理等、総合的な水環境改善対策の取組を進めます。

■ 基本事業4： 海岸漂着物対策の推進

森から川、海へのつながりを意識した伊勢湾流域圏等における広域的な活動が広がるよう、引き続き、東海三県一市をはじめさまざまな主体と連携して、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の取組を展開するなど、効果的な海岸漂着物対策を進めます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
環境基準達成率	90.5% (速報値)	98.1%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合
生活排水処理施設の整備率	88.2% (速報値)	93.1%	下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合
「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数	3	7	「第9次水質総量削減計画」における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的な水環境改善取組数
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	23,700人 (2年度実績)	30,200人	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

(課題の概要)

感染症や性的指向・性自認、国籍等に起因する人権侵害などの顕在化してきた人権課題や、多様化・複雑化する人権問題への解決に向けた対応が求められています。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別の発生により、人権に対する県民の皆さんの関心は大きく高まっています。また、性の多様性やインターネット上の人権侵害等が新たに人権課題としてより強く認識され、その対応が求められています。このため、さまざまな人権問題について理解を深め、自分自身の課題としてとらえ、具体的な行動につながるような取組を促進する必要があります。
- 人権をめぐる社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化を的確にとらえ、一人ひとりの子どもが人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、全ての教育の中で人権教育を行っていく必要があります。
- 人びとの人権意識の高まりや新たな人権課題の顕在化等に伴い、人権相談の内容も多様化、複雑化してきていることから、個々の相談機関の相談員の資質向上とともに、相談機関相互が連携し、専門性を生かしながら対応する体制づくりが求められています。また、SNS等インターネット上における誹謗・中傷や差別的な書き込み等については、早期対応(早期発見・削除要請)とともに未然防止のための取組が必要です。

取組方向

■ **基本事業1： 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進**

さまざまな手段、媒体や機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題の解決が自分自身の問題としてとらえられるよう、効果的な人権啓発に取り組みます。人権が尊重される社会を実現するため、住民組織、NPO・団体、企業等さまざまな主体が連携する人権まちづくりの取組の推進とともに、地域の人権啓発を担う人材育成にも取り組みます。

■ **基本事業2： 人権教育の推進**

学校・家庭・地域が連携し、教育活動全体を通じて人権教育が行われるよう、人権教育カリキュラムの活用とその改善を促進し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。また、人権学習指導資料等を活用し、人権課題についての正しい知識を身につけ、その解決を自分の課題としてとらえ行動できる力を育む教育に取り組み、新型コロナウイルスワクチンの接種に関しても一人ひとりの事情や思いを尊重する態度を育みます。

■ **基本事業3： 人権擁護の推進**

人権に関わる相談機関の相談員等を対象とした研修等を実施し、資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを充実し、相談窓口相互の連携を強化します。また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、県の相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組みます。

インターネット上の人権侵害に的確に対応するため、ネットモニタリングを実施し、差別的な書き込み等の早期発見、関係機関と連携した削除要請に取り組むとともに、不適切な書き込みを未然に防止するため、SNS等を活用し、ネットリテラシーに関する啓発を行います。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数	39,312人	46,000人	県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	86.9%	100%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合
人権に係る相談体制の充実に向けた取組	相談体制の確保	相談体制の充実	「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた相談体制の充実(多様化・複雑化する相談への対応等)に向けた取組

施策12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進

施策の目標

(めざす姿)

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

(課題の概要)

誰もが希望に応じて参画や能力発揮のできる環境づくりに向け、性別による役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、性暴力等の根絶や性の多様性に対する理解促進などの課題解決が求められています。

現状と課題

- さまざまな主体が互いに影響し合うことで、個々人では成し得なかった相乗効果やイノベーションを生むダイバーシティ&インクルージョンは、生きがいの向上や人口減少下での地域力アップの観点から重要性が高まっており、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが参画・活躍できる社会づくりが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で一層顕在化した男女格差の是正に向け、根強く残る性別による固定的役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の参画の拡大を進めていく必要があります。
- 職業生活においてリーダー層で活躍する女性の割合は未だ低く、働くことを希望する女性やステップアップしたい女性が、希望に応じた働き方ができるよう、女性の目線に立った一層の環境整備が必要です。
- DVや性暴力に関する意識の変容や認識の広がり、DV被害の多様化や性暴力相談の若年齢化、さらには新型コロナウイルス感染症による社会活動の変化等の影響が、DV相談内容の複雑化や性暴力相談件数の増加といった形で顕在化してきており、被害者等に対する相談・支援の取組を強化していくとともに、引き続きDVや性暴力の防止・根絶に向けた啓発を進めていく必要があります。
- 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、多様な性的指向・性自認について社会の理解が深まり、性のあり方に関わらず暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 男女共同参画の推進**

男女が共に参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、市町および関係機関等と連携し、政策・方針決定過程に携わる女性割合の拡大に取り組むとともに、さまざまな機会・手段を活用した広報・啓発などによる男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。

■ **基本事業2： 職業生活における女性活躍の推進**

職業生活における男女格差の是正に向け、企業・団体等と連携し、組織における意識改革や人材育成・登用など、性別に関わらず能力を発揮できる職場環境の整備が一層進むよう取り組みます。

■ **基本事業3： 女性に対するあらゆる暴力の根絶**

DVや性暴力の被害者等が必要な支援を速やかに受けることができるよう相談しやすい環境整備に取り組むとともに、多様化・複雑化する相談に対して関係機関と連携し、予防から相談・保護・自立に向けて切れ目のない支援の取組を進めます。また、引き続きDVや性暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発に取り組みます。

■ **基本事業4： ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり**

ダイバーシティ&インクルージョンの地域づくりを発信するとともに、企業・団体等の取組促進を図ります。また、性のあり方に関わらず暮らしやすい社会となるよう、市町等と連携し、多様な性的指向・性自認についての理解促進や相談支援、パートナーシップ制度の周知および利用先の拡充など環境整備に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数 100 人以下の団体数	376団体	501団体	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画もしくは「女性の大活躍推進三重県会議」における「取組宣言」にて、女性の人材育成・登用や職場環境整備に関して数値目標を設定・公表し取り組む、企業・団体(常時雇用労働者数 100 人以下)の数
「～性犯罪・性暴力をなくそう～ よりこ出前講座」の受講者数(累計)	1,669 人	4,100 人	「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上および被害者を支援する輪を広げ、予防教育や性犯罪・性暴力根絶に向けた取組について説明する出前講座の受講者数(累計)
「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数(累計)	100団体	150団体	「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス一覧として、県ホームページに掲載している機関・事業者・団体・市町の数(累計)

施策12-3 多文化共生の推進

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

(課題の概要)

国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進むため、新たに、さまざまな生活場面における円滑なコミュニケーションの実現に向けた支援や更なる多言語への対応等が求められています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、53,042人(令和3(2021)年末)で、県内総人口の2.97%を占め、全国的にも高い割合です。外国人住民は言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが図りづらく、地域社会への参画が進んでいない状況です。外国人住民を孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、引き続き、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等のさまざまな主体と連携して、多文化共生の推進に取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の収束後は、国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進み、さまざまな生活場面において新たな課題や支援ニーズが発生します。外国人住民の不安を軽減し、地域社会の一員として安心して暮らすことができるよう、関係者とのネットワークを強化するなど、引き続き、環境整備に取り組む必要があります。
- 県内には日本語学習を希望する外国人住民が多く存在しますが、日本語教室の空白地域があるなど、学習を希望する人が日本語教育を受けられない状況や実施体制、運営基盤等に課題を抱える日本語教室もあります。日本語学習を希望する外国人住民の学習機会を確保するため、日本語教育に関する課題と今後の方向性について各主体と意識を共有し、県内の日本語教育体制の整備を推進する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1：多文化共生社会づくりへの参画促進**

多文化共生の推進に向けて、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等の各主体が情報共有や意見交換を行い、災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、各主体間のネットワークづくりを促進するとともに、日本人住民と外国人住民が互いの文化の違いや多様性を学びあう機会の提供に取り組みます。

■ **基本事業2：外国人住民の安全で安心な生活環境づくり**

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、さまざまな主体と連携して、行政生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に取り組みます。また、「生活者としての外国人」が日本語学習に容易にアクセスできるよう、さまざまな主体と連携して日本語教育の体制づくりに取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数(累計)	9団体	137団体	令和4年度に構築する「情報交換・情報伝達プラットフォーム」(仮称)を活用し、多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数(累計)
外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組	相談窓口の確保	相談窓口の充実	みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)における外国人住民の相談窓口の充実(相談員の資質向上などによる複雑化、高度化すると想定される相談への対応等)に向けた取組

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

(課題の概要)

人口減少・高齢化等に伴い、文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されています。また、「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが生涯を通じて、学びたい時に学べる環境づくりへのニーズが高まっており、その充実が求められています。

現状と課題

- 人口減少・高齢化等に伴い、文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により、文化芸術活動が停滞している状況にあります。社会情勢の変化をふまえつつ、人材育成や誰もが文化芸術活動にふれ親しむ環境づくりなど、文化振興施策の取組を進める必要があります。
- 少子高齢化、過疎化の進行等により、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財の維持管理や伝統的な祭りや民俗行事の継承が困難になってきています。令和2(2020)年度に策定した「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、市町における地域計画の作成を促進し、地域総がかりで文化財を保存・活用・継承していく必要があります。
- 「人生100年時代」の到来を見据え、誰もが学びたい時に学び、学びを通じて成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められます。自らの生涯学習の成果を、日常生活の向上や地域の課題解決等につなげることができるよう、生涯を通じた学習機会の充実が必要です。
- 社会教育関係団体やNPO等のさまざまな主体が連携して地域の教育力の向上を図るとともに、地域の社会教育施設が地域の課題や多様な学習ニーズに対応していけるよう支援していく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

次代に続く人材の育成に取り組むとともに、調査研究を進め、三重の持つ多様で豊かな自然や歴史・文化を体験する展覧会や魅力的な公演を開催することにより、国籍や年齢、障がいの有無に関わらず全ての県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供していきます。また、観光やまちづくりなどさまざまな分野と連携することにより生み出される新たな価値を活用しながら、社会情勢の変化に対応した文化振興施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

■ 基本事業2：文化財の保存・活用・継承

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、指定等保存措置を講じるなど保護を図ります。また、伝統的な祭りや民俗行事を含む地域の文化財について、地域住民等と市町を通じて連携し、その保存・活用・継承を進めるため、市町による文化財保存活用地域計画の作成を積極的に支援します。県民の皆さんが文化財への理解を深め、学校教育などの学習に活用できるよう、文化財についてSNS等の活用による情報発信や公開講座等の取組を進めます。

■ 基本事業3：学びとその成果を生かす場の充実

県民の皆さんの主体的な学びが促進されるよう、連携・協働できる県域のネットワークづくりや地域における活動の支援を行います。また、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、ライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。

■ 基本事業4：社会教育の推進と地域の教育力の向上

社会教育関係者の研修・交流の場を設けるとともに、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供し、社会教育関係者の育成と関係団体や関係者相互のネットワークの強化に取り組めます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	71.6%	76.6%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合
県立文化施設の利用者数	70.5万人	140万人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	67件	92件	関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数

「強じんな美し国ビジョンみえ」
「みえ元気プラン」
《最終案》

別冊(資料編)
・各施策のKPI

環境生活部関係抜粋

各施策のKPI

各施策の「施策の目標」で記載した、「めざす姿」の達成度の把握に有効と考えられる定量的または定性的な指標の一覧です。

I 安全・安心の確保

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定期理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
3-2	交通事故死者数	交通事故発生から24時間以内の死者数	交通事故死者の抑止は、交通安全対策の最大の課題であり、国および県の交通安全計画の目標にもなっていることから、選定しました。	令和3年度に策定した「第11次三重県交通安全計画」において令和7年度の目標値を設定しており（55人以下）、現状値（62人）から令和7年度目標値までの年平均減少率をふまえ、53人以下と設定しました。	62人	53人以下
3-2	飲酒運転事故件数	飲酒運転による人身事故件数	飲酒運転による人身事故がゼロになることがめざしていく必要があり、「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」の目標に掲げていることから、選定しました。	令和3年度に策定した「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」において令和7年度の目標値を設定しており（18件以下）、現状値（28件）から令和7年度目標値までの年平均減少率をふまえ、毎年2件以上の減少となるよう、16件以下と設定しました。	28件	16件以下
3-2	横断歩道の平均停止率	信号機のない横断歩道を人が渡ろうとしたときの自動車の停止する割合	信号機のない横断歩道における歩行者の優先は、法令により義務として規定されているにも関わらず、横断歩道上での交通事故は発生しています。自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保し、県民の皆さんのよき一層の交通安全意識向上および順法精神醸成を図るため選定しました。	信号機のない横断歩道における歩行者事故をなくすためには、運転者の交通安全意識の改革が必要であり、横断歩行者妨害の交通指導取締りのほか、関係機関等が連携した効果的な交通安全教育、広報啓発活動等の取組により、中長期的に浸透させていく必要があることから、毎年約10%ずつ上昇させていくことをめざし、設定しました。	45.8%	85%以上

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
3-3	消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用した人の割合	消費生活トラブルに遭ったときに消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合	消費者トラブルに遭ったときに消費生活センター等の相談を利用するという意識の高まりは、啓発の成果であるとともに、県内の消費生活相談が適切に機能している状態であると考えられることから、選定しました。	国の「消費者意識基本調査」（令和元年度）によれば、消費生活センターの認知度は83.1%ですが、業務内容まで知っている人の割合は21.6%と低くなっています。啓発や適切な相談の実施により、「消費生活相談窓口を利用する」人の割合を少なくとも認知している人の割合まで高めることを目標に設定しました。	78.3%	83.3%
3-3	消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合	消費生活相談において、「三重県消費生活センター」があっせんを行った相談のうち、消費者トラブルが解決した割合	相談員の資質向上を図り、質の高い相談を実施することで、あっせんによる解決率を一定水準以上に保つことが、消費者被害の救済に大きく寄与することから、選定しました。	全国のあっせん解決割合（91.1%）および県の過去5年間の実績の平均値（91.5%）を上回ることを目標に設定しました。	88.9%	92.0% 以上
3-3	講習等の実施学校数（累計）	若年者教育事業として出前講座などの講習等を実施した学校数（累計） ・対象109校 （県立：高校・特別支援学校、私立：高校・特別支援学校・通信制高校、大学、短期大学、高等専門学校）	若年者の消費者教育を推進していくためには、啓発活動だけでなく、学校を訪問して講習等を実施し、しっかりと教育することが効果的であることから、選定しました。 （高等学校では令和4年4月より新指導要領に基づく消費者教育を本格的に実施することから、一層連携して進めていきます。）	令和6年度までに全ての対象校において消費生活講座などの講習等を実施します。その後も継続して実施することを目標に設定しました。 令和7年度からは2巡目の実施に入ります。1年当たり約30校を訪問し実施していきます。	15校	170校
4-1	県域からの温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ）	県民、事業者等の活動により排出される温室効果ガス量から森林等による吸収量を除いた県域における温室効果ガス排出量	2050年の脱炭素社会の実現に向けて、「三重県地球温暖化対策総合計画」で削減目標を定め、排出削減対策および吸収源対策に取り組んでいることから、選定しました。	2050年の脱炭素社会に向けて段階的に削減するとして、直近（2019年度）温室効果ガス排出量23,916千t-CO ₂ から5年間で3,850千t-CO ₂ 削減し、20,066千t-CO ₂ を目標に設定しました。	23,916 千t-CO ₂ （元年度排出量）	20,066 千t-CO ₂ （6年度排出量）
4-1	脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数（累計）	県と連携して再生可能エネルギー利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICEの推進等に取り組む事業所数（累計）	脱炭素社会に向けた取組を展開するために、多くの事業所と連携して取り組む必要があることから、選定しました。	持続可能な社会の構築に向けて積極的に取り組む事業者のうち、脱炭素社会の実現に向け、新たに200事業所（5年間累計）と連携して取り組むことを目標に設定しました。	19事業所 （4年3月末現在）	200事業所

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
4-1	環境教育・環境学習講座等の受講者数（累計）	環境学習情報センター等が実施する環境教育・環境学習講座等の受講者数（累計）	県民の皆さんの自発的な環境行動を促進するためには、環境保全に対する意識を具体的な行動に結びつける啓発活動が重要であることから、選定しました。	毎年15,000名の県民の皆さんに環境講座等を受講していただき、5年間で累計75,000名の方々に参加していただくことを目標に設定しました。	17,561人 (4年3月末現在)	75,000人
4-2	廃プラスチック類の再生利用率	県内で産業廃棄物として排出された廃プラスチック類の再生利用率	「3R+R」の取組を促進し、資源制約に対応した資源の有効利用を進める必要があり、枯渇性資源である石油を原料としているプラスチックの再生利用率を選定しました。	国のプラスチック資源循環戦略のマイルストーン(2035年までに熱回収含め100%有効利用)および県内のリサイクル施設の整備状況をふまえ、年2~3%の増加を目標として設定しました。	61.3% (2年度)	73% (7年度)
4-2	カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数（累計）	県が実施するプラスチック資源循環の高度化や食品ロス削減等の取組に参画する延べ事業者数	カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資する資源循環の取組を促進する必要があることから、選定しました。	これまでの取組状況および今後の取組をふまえ、毎年度50程度の新たな事業者の参画を目標として設定しました。	61事業者	300事業者
4-2	適正に管理されないおそれのあるPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に関する指導率	県にPCB保管届出をしない等の事業者に対し、立入検査等により適正な管理および処分を指導した割合	PCB廃棄物の紛失が多発し、県民の皆さんの不安につながっており、適正な管理および処分を推進する必要があることから、選定しました。	全てのPCB廃棄物保管事業者に対して適正な管理および処分を指導する必要があることから設定しました。	92%	100%
4-2	建設系廃棄物の不法投棄件数	10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄件数	産業廃棄物の不法投棄の大半を占めている建設系廃棄物について、発生件数を減らすことで廃棄物処理の安全・安心の確保につなげるため、選定しました。	近年5年間は8~13件で推移しており、毎年10件以下とする必要があることから設定しました。	12件	10件以下
4-4	環境基準達成率	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合	従来の大気・水環境の環境基準に加え、令和5年度より「生物」指標として新たに追加される「底層溶存酸素濃度」の環境基準の達成率を選定しました。	大気環境と河川・海域の水環境の環境基準達成をめざしてすべての環境基準が達成されるよう、目標を設定しました。	90.5% (速報値)	98.1%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
4-4	生活排水処理施設の整備率	下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合	伊勢湾再生等において、陸域からの水質汚濁負荷に占める生活排水の割合が大きく、水質改善のためには生活排水処理施設整備の推進が重要であることから、選定しました。	「生活排水処理アクションプログラム」の中間目標（令和7年度末）92.3%および長期目標（令和17年度末）97.6%を達成するため93.1%の目標を設定しました（中間目標年度に計画見直しを行う予定）。	88.2% (速報値)	93.1%
4-4	「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数	「第9次水質総量削減計画」における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的な水環境改善取組数	これまで、水質の「きれいさ」をめざして進めてきた取組に加え、生物の「豊かさ」の観点を取り入れた、新たな部局横断的な取組が重要であること、また、環境部局は各部局の取組の進捗管理を行っていくことから、選定しました。	「第9次水質総量削減計画」における 主な 取組をすべて実施することを目標に設定しました。	3取組	7取組
4-4	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数	伊勢湾の再生のためには、さまざまな主体による活動が重要であることから、県民の皆さんの伊勢湾に対する保全意識の高まりを示す指標として選定しました。	市町等と連携するなど、これまでと同様に継続的な取組拡大を図ることとし、令和2年度実績をベースに2か年は1,000人増、その後、3年目からは1,500人増となるよう目標を設定しました（令和2年度実績は新型コロナウイルス感染症の影響があり、今後新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが想定されることから、令和8年度の目標値は第三次行動計画から下方修正）。	23,700人 (2年度実績)	30,200人

Ⅲ 共生社会の実現

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
12-1	県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数	県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計	人権尊重社会の実現には、まずは一人でも多くの方に人権に関して学んでいただくことが重要であることから、選定しました。	コロナ禍であっても、過去5年間の平均値まで増加させることを目標に設定しました。	39,312人	46,000人
12-1	学校における人権教育を通じた人権を守るための行動をとりたいと感じるようになった子どもたちの割合	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合	自他の人権を守ろうとする意欲や態度を身に付けることが人権教育の目標であることから、選定しました。	自他の人権を守ろうとする意欲や態度を全ての子どもが身に付けられるように取り組むことから設定しました。	86.9%	100%
12-1	人権に係る相談体制の充実に向けた取組	「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた相談体制の充実（多様化・複雑化する相談への対応等）に向けた取組	人権侵害に係る問題に幅広く対応するためには、相談体制を充実させる必要があることから、選定しました。	多様化・複雑化する相談内容に対応するため、相談体制の充実をめざします。	相談体制の確保	相談体制の充実
12-2	女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画もしくは「女性の活躍推進三重県会議」における「取組宣言」にて、女性の人材育成・登用や職場環境整備に関して数値目標を設定・公表し取り組む、企業・団体（常時雇用労働者数100人以下）の数	女性活躍の推進に向けて、法的義務はないものの自主的に目標をもって取り組む企業等が増えることで、性別に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備やリターダ層で活躍する女性の増加につながることから、選定しました。	これまでの法律に基づく事業主行動計画や取組宣言の策定状況などをふまえ、女性活躍に向けた企業等の取組を一層促進するため、毎年25団体ずつ増加させ、令和8年度には500団体を超えることを目標に設定しました。	376団体	501団体
12-2	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の認知度向上および被害者を支援する輪を広げ、予防教育や性犯罪・性暴力根絶に向けた取組について説明する出前講座の受講者数（累計）	性犯罪・性暴力被害者を少しでも早く適切な支援につなげていくためには、よりこの認知度を高めていく必要があることから、選定しました。	「よりこ出前講座」受講者数で過去最高を記録した平成30年、令和元年度の481人を上回る500人（令和4年度は531人）を毎年増加させていくことを目標に設定しました。	1,669人	4,100人

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
12-2	「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数（累計）	「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス一覧として、県ホームページに掲載している機関・事業者・団体・市町の数（累計）	「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス（機関・事業者・団体・市町数）が増えることで、性の多様性を認め合う環境づくりが進むことから、選定しました。	令和3年度実績値を基点として、毎年10団体ずつ増加させていくことを目標に設定しました。	100団体	150団体
12-3	多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）	令和4年度に構築する「情報交換・情報伝達プラットフォーム」（仮称）を活用し、多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）	日本語教育に関する課題と今後の方向性について各主体と意識を共有するとともに、災害などの緊急時における外国人住民へのスムーズで迅速な情報提供が求められることから、選定しました。	令和2年度に実施した三重県日本語教育実態調査の対象団体（企業については、今後外国人を雇用する予定がある／雇用を検討したいと回答した企業）すべてが参加することをめざし、目標を設定しました。	9団体	137団体
12-3	外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組	みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）における外国人住民の相談窓口の充実（相談員の資質向上などによる複雑化、高度化すると想定される相談への対応等）に向けた取組	外国人住民が安心して暮らすためには、生活に不安を感じている外国人住民からの相談に、きめ細かく対応できる窓口を確保しておくことが重要です。また、例えば、外国人住民の高齢化などに伴い、相談内容も複雑化、高度化することが想定され、相談窓口のさらなる充実を図る必要があることから、選定しました。	今後、複雑化、高度化する相談内容に対応するため、相談窓口のさらなる充実をめざします。	相談窓口の確保	相談窓口の充実

IV 未来を拓くひとづくり

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
16-1	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合	県民の皆さんが多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感できたかどうかを測る必要があることから、選定しました。	魅力ある文化にふれる機会や学びの場などを提供していくことにより、参加した文化活動、生涯学習に対する満足度については、令和3年度を現状値とし、令和8年度までに5%の上昇をめざして目標を設定しました。	71.6%	76.6%
16-1	県立文化施設の利用者数	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数	文化にふれ親しみ、学習する機会を充実させるためには、県立文化・生涯学習施設が、魅力ある文化にふれる機会や学びたい時に学べる環境を、県民の皆さんに提供する必要があることから、選定しました。	魅力的な展覧会、講座、公演事業の実施に加え、県立文化施設の周年事業などを生かしながら、利用者数の増加を図り、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年度の約140万人の利用者数に回復することをめざして目標を設定しました。	70.5万人	140万人
16-1	文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数	地域社会総がかりで文化財が保存・活用・継承されるよう、市町の文化財保存活用地域計画の作成や個々の文化財についての助言やサポートを行うことが大切であることから、選定しました。	関係団体や市町等への現在の支援活動に加え、令和8年度までに新たに4市町の文化財保存活用地域計画の作成が見込まれることから、年間5件の支援を増やすこととして設定しました。	67件	92件